



特定労務管理対象機関（特例水準）の指定について 【追加資料】

「県からの必要な支援を講じられたい」と指摘を受けた医療機関への対応について①

(1) 個別支援について（労働時間短縮の取組の支援）

① 県医療機関環境改善支援センターによる支援

同センターの労務管理アドバイザー（社会保険労務士）、医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント）の派遣を通じて、各病院の実態に応じて、タスクシフト等の促進を行い、労働時間の短縮を図ってまいります（一部病院は支援実績あり）⇒ 個別の病院ごとの対応は次頁を参照

② 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助（別紙1・2）

◆本県では国の地域医療介護総合確保基金の区分6を活用し、「勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助」として、医療提供体制の確保の観点から特例水準を適用する必要のある医療機関の労働環境及び将来的な労働時間縮減に向けた働き方改革を推進するための補助を行っています。

◆当該補助金により、人材確保に係る経費やICT機器、設備費、タスクシフト推進に係る経費等を支援してまいります。

「県からの必要な支援を講じられたい」と指摘を受けた医療機関への対応について②

医療機関名		勤改センターの支援状況
1	医療法人徳洲会湘南厚木病院	電話相談を実施
2	公立大学法人 横浜市立大学附属市民総合医療センター	アドバイザーによる「特別支援」を実施
3	北里大学病院	実績なし
4	藤沢市民病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施
5	川崎市立川崎病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施
6	厚木市立病院	アドバイザーによる特別支援を実施
7	昭和大学藤ヶ丘病院	実績なし
8	東名厚木病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施
9	聖マリアンナ医科大学病院	アドバイザーによる「個別支援」を実施

- ① **実績なし**：事務局から個別にヒアリングを実施し課題等を確認
必要に応じてアドバイザーの派遣を行うとともに、県も同席し、今後の方針をすり合わせ
- ② **実績あり**：既に支援に入っているアドバイザーから病院にヒアリングを実施
必要に応じて県も同席の上、病院を訪問し今後の方針をすり合わせ

勤務医の労働時間短縮の推進 (地域医療介護総合確保基金 事業区分VI)

令和5年度予算額: 95億円(公費143億円)
(令和4年度予算額: 95億円(公費143億円))
※地域医療介護総合確保基金(医療分)1,029億円の内数

(別紙1)

勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。(医療機関が行う事業に対し都道府県が補助を実施)

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

1. 補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。



< 具体的要件 (いずれかを満たす) >

※診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

- ①救急用の自動車等による搬送件数が年間1000件以上2000件未満
- ②救急搬送件数が年間1000件未満のうち、
 - ・夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な役割がある医療機関
 - ・離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関
- ③地域医療の確保に必要な医療機関であって、
 - ・周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関
 - ・脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関で、一定の実績を有するなど、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

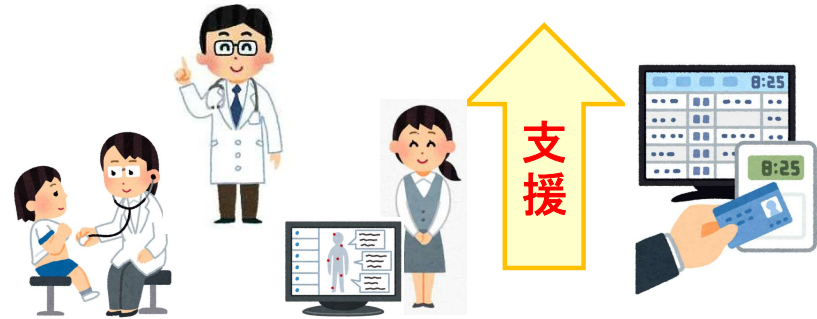
2. 交付の要件 ※B水準・連B水準相当 (派遣先は労働時間を通算し以下の要件を満たせば可)

月の時間外・休日労働時間が80時間を超える医師を雇用(雇用予定含む)している医療機関で、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える36協定を締結している若しくは締結を予定していること。

医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組

医療機関において医師の労働時間短縮計画を策定し、勤務環境改善の体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



3. 補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助。

4. 補助基準額

最大使用病床数 × 133千円

※20床未満の場合は20床として算定。

「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の活用事例とポイント

(別紙2)



補助は **何** に使えるの？
働き方改革を推進するのにもっと **資金** が必要！
問合せ はどこに行けばいいの？

そんなあなたのために
お答えします。



補助対象経費のこれまでの活用事例

以下の活用事例は、医師の労働時間短縮を強力に進めていくために、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みとして、**これまでに活用された事例をご紹介します。**

人材確保に関する経費	ICT機器、設備費等 <small>時短に資するものであれば医療機器も可</small>	勤怠管理関係機器	委託費、その他
<ul style="list-style-type: none"> タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費 複数主治医制の導入経費 <ul style="list-style-type: none"> 日直・当直明けの勤務医新規雇用 勤務医の新規雇用 夜勤勤務医の新規雇用 医師事務作業補助者等（診療報酬の加算とならない範囲）の確保経費 等 	<ul style="list-style-type: none"> 患者説明用のタブレット端末、AI問診システム等の初期購入費 画像診断システム、画像ファイリングシステムの導入に係る費用 WEB会議システムの構築費 医師当直室及び休憩室の改修整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> 勤怠管理システム（タイムカード、ビーコンシステム等）の導入・連携等に係る経費 勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費 勤怠管理システムと電子カルテとの連携費 等 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料 タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー（社会保険労務士）の業務委託費 等

↑ ↑
資産につながる経費は事業者負担を求めます

ポイント

■ 補助算定方法について

病床数 × **133,000円** が補助基準（上限）額 *病床機能報告における最大使用病床数
 (例：300床の病院の場合、約3,900万円が補助基準（上限）額)

■ 補助の対象となる医療機関について

年間の救急搬送件数が2,000件未満であって、時間外・休日労働時間が年960時間超え（派遣先は通算）又はその予定がある勤務医がいる医療機関のうち、一定の要件を満たす医療機関。（詳細は各都道府県の補助交付要綱をご確認ください。）
 留意点：診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

■ 問合せ先 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/) 補助事業の活用をご検討・ご相談の際は都道府県にお問合せください。



以上は、毎年各都道府県知事に発出する「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正に記載されている地域医療介護総合確保基金管理運営要領の「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の別記3のポイントを簡潔にまとめた内容です。留意点は、都道府県毎に補助交付要綱が異なりますので補助のご検討にあたっては、各都道府県で示されております補助交付要綱をご確認ください。

「県からの必要な支援を講じられたい」と指摘を受けた医療機関への対応について②

(2) 地域医療提供体制確保のための施策

① ワーキンググループの開催

特に救急医療については、労働時間短縮の取組により地域の受入体制に大きな影響を及ぼす懸念があることから、医療機関が参加するワーキンググループを地域ごとに開催し、救急医療などに関する議論を重ね、地域が一つの救急病院となる調整を図っていきます。(令和5年1～2月、4～5月に各1回ずつ開催実績あり)

② 病院間の転院調整支援

症状の安定した患者を円滑に転院させることによって、今回特例水準を取得するような大規模な救急病院の限られた病床や人材を有効に活用できるよう、病院間の転院調整の支援に取り組みます。

「県からの必要な支援を講じられたい」と指摘を受けた医療機関への対応について②

(2) 地域医療提供体制確保のための施策

③-1 県民の適正受診の勧奨（#7119の活用）

体調の悪化など困ったときに相談いただける体制として、現在横浜市が実施している、救急相談「#7119」について、これを県が主体となって全県で展開する方向で、市町村と調整を進めています。

③-2 県民の適正受診の勧奨（別紙3～5）

県民の皆様に「上手な医療のかかり方」について一層ご理解いただけるよう、市町村とも連携し、情報提供の充実を図っていきます。

県HPに医師の働き方改革の普及啓発に係るポータルサイトを開設



ホーム > 健康・福祉・子育て > 医療 > 医療相談・医療機関・薬局情報 > 「上手な医療のかかり方」 みんなで支える"神奈川県"の医療～医師の働き方改革～

印刷用ページを表示 初期公開日: 2023年12月26日 更新日: 2024年1月4日

「上手な医療のかかり方」 みんなで支える"神奈川県"の医療～医師の働き方改革～

2024年4月から開始される医師の働き方改革の関連情報をまとめたポータルサイト。平常時及び救急時の受診方法や相談窓口、医療機関案内などについて掲載しています。



新着情報

- ページを公開しました。(12月26日)

// よくみられているページ

- 1 新型コロナウイルス感染症対策ポータル
- 2 LINE「かながわ子育てパーソナルサポート」
- 3 海岸・港湾監視カメラ
- 4 県職員採用
- 5 上下水道料金のお支払い方法

県の広報

神奈川県公式動画



// 県民の皆様へのお願い



[かかりつけ医を持ちましょう](#)



[救急車の適正利用について](#)



[小児救急相談（#8000）のご案内](#)



県内各市町村の救急相談ダイヤル一覧

- [健康相談](#)
- [医療機関案内](#)



[上手な医療のかかり方\(厚労省特設サイトヘルプ\)](#)



普及啓発のスケジュール

時期	内容
12月	県公式HPにポータル開設
1月	公式Xに(旧Twitter)に医師働き方改革に関する動画と県民へ呼びかける投稿を予定、動画については各病院に配布予定
2月	県のたより2月号に医師の働き方改革の記事を掲載予定
	リーフレットの配布を予定
3月	市町村と連携して普及啓発を実施予定

国の広報媒体による普及啓発の取組の活用

⇒ 県内医療機関に各種媒体を配布




患者さんやご家族のみなさまにご理解、ご協力していただきたいこと

詳しくはWEBをご覧ください。

診療時間内の受診
日頃から決められた診療時間内での受診にご協力ください。
特に、検査、検査、手術の説明を受けるという場合は一度のご協力をお願いします。

“いつもの先生”以外の対応
タスク・シフト/シエラ
疾患の説明や検査など、医師が担っていた業務の一部を他の医療スタッフに任せたり分擔することがありますのでご理解をお願いします。

複数主治医師
患者さんの治療を行う医師がチームを編み、1人の患者さんに複数の主治医師が対応することがありますのでご理解をお願いします。



医療機関からのお知らせ

ポスター

Kanagawa Prefectural Government



医療機関からのお知らせ

リーフレット



パンフレット

追加資料は以上です